

イノベーション実用化開発費助成金交付規程  
(大学発事業創出実用化研究開発事業)

平成19年3月30日  
平成18年度規程第57号

第1条 (目的)

この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第3号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行うイノベーション実用化開発費助成金（大学発事業創出実用化研究開発事業）（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

第2条 (適用)

機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、中小企業事業創出実用化研究開発費等事業費補助金（中小企業イノベーション実用化開発事業）交付要綱（平成15・09・24）（当該交付要綱に基づく助成事業として実施する事業に限る。）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号。）に定められるものによるほか、この規程の定めるところによる。

第3条 (定義)

この規程で「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。）、国又は公設の試験研究機関又は独立行政法人であつて試験研究に関する業務を行うものをいう。

- 2 この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった大学等の研究成果を活用して、民間企業と大学等が連携して行う事業化可能性探索のための実用化研究開発事業（以下、「実用化研究開発事業」という。）をいう。実用化研究開発事業は、実用化研究開発及び事前調査により構成される。
- 3 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。
- 4 この規程で「技術移転を扱う組織」とは、次の各号に掲げる者をいう。
  - 一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）（以下「TLO法」という。）第4条第3項の規

定に基づき、特定大学技術移転事業の実施に関する計画について承認を受けた者。

二 T L O 法第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づき、技術移転事業について認定を受けた者。

三 大学等の研究成果を、市場性等の観点から評価・選別し、権利化を行い、民間企業へ移転する事業を業務として行う者。

5 この規程で「研究開発実施大学等」とは、実用化研究開発事業を実施するために必要な研究体制及び技術的能力を有する大学等をいう。

6 この規程で「実用化企業」とは、実用化研究開発事業の成果を実用化するために必要な研究体制及び技術的能力を有する民間企業をいう。

#### 第4条（交付の対象）

機構は、次の各号に掲げる者に対し、当該実用化研究開発事業に必要な費用の一部を助成する。なお、助成事業者は、技術移転を扱う組織、若しくは実用化企業とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化の促進に資する実用化研究開発事業を行う者
- 二 実用化研究開発事業を行う者（ただし、前項に掲げる者を除く。）

#### 第5条（交付に係る選定の基準）

機構は、助成事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

- 一 実用化研究開発事業のうち実用化研究開発を行う者については次に掲げる事項
  - ア 助成事業及びその成果の管理を的確に遂行するに足る技術能力、若しくはマネージメント能力を有すること。
  - イ 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分に関し、十分な調達能力及び経理的基礎を有すること。
  - ウ 助成事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
  - エ 助成事業で活用する大学等における研究成果、及び助成事業の結果生じる成果のうち主要なもの（以下「研究成果」という。）については、その実用化を実現させるため、大学等関係者と協議のうえ、研究成果の十分な管理と、その技術移転に努めること。
  - オ 研究実施大学等と実用化企業とが連携した実施体制を有していること。
  - カ 助成事業には、全体を統括する代表者を置くこと。
  - キ 大学等における研究成果を活用し、研究実施大学等において実用化研究開発が実施され、実用化企業への技術移転により、実用化が促され、もって大学等の研究支援及び産業の発展に寄与するものであること。
  - ク 新製品の開発等、新たな市場や産業の創出に資するものであること。
  - ケ 具体的かつ明確な社会ニーズにこたえるために、十分に有効なものであること。

コ 実用化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。

二 エネルギーの使用の合理化の促進に資する実用化研究開発事業を行う者について

は前号の事項に加え、次に掲げる事項

ア エネルギーの使用の合理化の促進に資する実用化研究開発であること。

三 実用化研究開発事業のうち事前調査を行う者については次に掲げる事項

ア 助成事業を的確に遂行するに足る技術能力、若しくはマネージメント能力を有すること。

イ 助成事業を的確に遂行するに必要な費用のうち、自己負担分に関し、十分な調達能力、若しくは経理的基礎を有すること。

ウ 助成事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

エ 研究実施大学等と実用化企業とが連携した実施体制を有していること。

オ 全体を統括する代表者を置くこと。

カ 事前調査の結果に応じて、大学等における研究成果を活用し、研究実施大学等において実用化研究開発が実施され、実用化企業への技術移転により、実用化が促され、もって大学等の研究支援及び産業の発展に寄与すると考えられるものであること。

ク 新製品の開発等、新たな市場や産業の創出に資すると考えられるものであること。

ケ 具体的かつ明確な社会ニーズにこたえるために、十分に有効なものであると考えられるものであること。

## 第6条（助成対象費用等）

機構が行う助成対象費用は、第4条に規定する実用化研究開発事業に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。

2 助成金の額は、助成対象費用の各費目に対して3分の2以内とする。

3 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限定額」という。）を定める。

## 第7条（交付の申請）

機構は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費

税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### 第8条（交付の決定等）

機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

- 2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知する。
- 3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。
- 5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 6 機構は、助成金の交付が適當でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

#### 第9条（交付に当たっての条件）

機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- 二 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、助成対象費用の各費目の配分を超えて支出する場合、助成対象費用の合計（複数年度交付決定においては年度限度額の合計）の10分の2を超えて流用するときは、届出すること。
- 三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

- 四 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般競争入札によるべきこと。
- 五 助成事業者は、助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結すべきこと。
- 六 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- 七 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- 八 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に關し、様式第4による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- 九 助成事業者は、助成事業が完了したとき（第3号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第5による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- 十 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 十一 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められたときは、機構の指示に従うべきこと。
- 十二 助成事業者は、機構が第20条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- 十三 助成事業者は、第20条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。
- 十四 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- 十五 助成事業者は、研究成果について、その実用化を実現させるため、大学等関係者と協議のうえ、研究成果の十分な管理と、その技術移転に努めること。
- 十六 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について、助成事業の結果生じる成果（特許権、特許を受ける権利及び実用新案権等。以下「産業財産権等」とい

う。)を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第6による届出書を機構に提出すべきこと。

十七 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果(以下「取得財産等」という。)のうち、第17条第1項により処分(助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするなどをいう。)を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

十八 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部(消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。)を納付すべきこと。

十九 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第7による交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

二十 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、当該助成事業に係る様式第20による実用化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。

二十一 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うべきこと。

二十二 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、機構が実施する助成事業の事後評価及び追跡調査・評価・産業財産権等の取得状況及び実用化状況調査等に協力すること。(なお、助成事業終了から5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、期間を延長することがある。)

二十三 助成事業者は、労務費の算定にあたっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。

二十四 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講じるなど、適切に対処すること。

二十五 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。

- 2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第8条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

#### 第10条（申請の取下げ）

機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者が前条により付された条件のうち同条第1項第19号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置する。

#### 第11条（助成事業の内容の変更）

機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第8-1による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第9条第1項第2号ただし書の場合については、様式第8-2による計画変更届出書を提出させるものとする。

- 一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
- 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。
- 2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するものとする。
- 3 第8条及び第9条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

#### 第12条（助成事業の承継）

機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割、又は事業の譲渡等により助成事業（助成事業に続く実用化等を含む。）を行う者が変更された場合において、その変更により事業を承継する者（以下、「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第9-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

- 2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、助成事業者に様式第9-2による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。
- 4 機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者に様式第9-1による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

きる。

### 第13条（債権譲渡の禁止）

助成事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 機構が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、助成事業者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、助成事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、助成事業者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、機構は次の各号に掲げる意義を留めるものとする。

- 一 機構は、助成事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
  - 三 機構は、助成事業者による債権譲渡後も、助成事業者との協議のみにより、助成金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら助成事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて助成事業者が第三者の債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、会計事務の取扱に関する機構達（平成15年度機構達第6号）第5条の規定に基づき、出納命令職又は出納命令職代理が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

### 第14条（助成金の額の確定）

機構は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第10による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

2 前項の助成金の確定額は、機構が交付の決定を行った助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と、前項の規定による実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額に所定の助成率を乗じて得た額の合計額とのいずれか低い額とする。

#### 第15条（助成金の支払）

機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、助成金の一部につき概算払をすることができる。

2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第11による概算払請求書又は様式第12による精算払請求書を提出させるものとする。

#### 第16条（財産の管理等）

助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第13による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。

3 助成事業者は、処分を制限された取得財産等についての管理台帳を備えて管理するとともに、助成事業の完了後、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。

#### 第17条（財産の処分の制限）

助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 助成事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第2項の規定は適用しない。

#### 第18条（中止又は廃止の承認）

機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中

止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第8-1に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第16により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

3 第14条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

#### 第19条（交付決定の取消し等）

機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
  - 二 助成事業者が、第8条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
  - 三 助成事業者が、第9条の規定により付された条件に違反したとき。
  - 四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。
  - 五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- 2 前項の規定は、第14条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第16に準じた様式により速やかに助成事業者に通知するものとする。

#### 第20条（助成金の返還等）

機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 機構は、第14条第2項の規定に基づき額の確定をした場合（第18条第3項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- 3 機構は、前2項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。
- 一 返還すべき助成金の額
  - 二 加算金及び延滞金に関する事項
  - 三 納期日
- 4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、様式第17又は様式第18により報告させるものとする。
- 5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につ

き年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

#### 第21条（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第19により速やかに機構に報告しなければならない。

2 機構は、第8条第4項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第3項及び第5項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

#### 第22条（加算金の計算）

機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

#### 第23条（延滞金の計算）

機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

#### 第24条（成果の普及及び実用化への努力）

機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び実用化に努めるものとする。

#### 第25条（実用化の報告）

機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降5年間、毎会計年度決算確定後20日以内に、当該助成事業に係る過去1年間の実用化状況について、様式第20による報告書を提出させるものとする。

#### 第26条（収益納付）

機構は、前条の報告書により、助成事業者に当該助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、助成事業の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

3 収益納付すべき期間は、助成事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

## 第27条（協力事項）

助成事業者は、次の各号に掲げる事項に協力する。

- 一 成果に関する資料の作成
- 二 機構が主催する成果報告会等に際しての、資料作成、出席及び発表
- 三 助成事業及び助成金の評価に係る資料の作成、情報の提供、並びにアンケート及びヒアリングへの対応

## 第28条（その他必要な事項）

この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

### 附 則（平成19年3月30日 平成18年度規程第57号）

1 この規程は、平成19年4月2日から施行する。

## 別記

### ①実用化研究開発

(費目) : (内容)

#### I. 研究開発費：研究開発を実施するために必要な費用

(細目)

##### 1. 設備費

###### a. 施設改修・借用費

建物の改修及び借用に要する経費（ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に付属する施設の買受けに要する経費を含む）であって、専ら当該研究開発に使用され、かつ、当該研究開発に必要不可欠なもの。

###### b. 機械装置購入費

当該研究開発に必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付けに必要な経費。

###### c. 物品費

当該研究開発を行うために直接必要な工具器具備品（木型、金型、試験器具を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、製造、改造、修繕又は据付けに必要な経費。

##### 2. 労務費

当該研究開発に直接従事する研究者及び研究補助者に対する人件費。また、技術移転を扱う組織において、実用化事業者から研究者又は研究補助者を派遣等により受け入れた場合に支払う人件費についても助成対象とする。

##### 3. その他経費

###### a. 材料費

当該研究開発を行うために直接必要な原材料及び消耗品費。試作品の製造に必要な経費を含む。

###### b. 外注費

当該研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価等の外注に必要な経費、及び研究開発要素のうち主要でない部分を委託するための経費。

###### c. 諸経費

当該研究開発を行うために直接必要な、旅費、文献購入費、コンピュータ使用料、試料分析鑑定料、試作品運搬料、報告書作成費、光熱水費等（個別メーター等により当該研究開発にかかる部分を特定できる場合に限る）。

###### d. 成果管理費

当該研究開発に係わる産業財産権等の成果（当該研究開発において活用する大

学等の研究成果を含む) の権利化及び権利の維持に必要な経費 (国内外特許出願費、弁理士費及び翻訳費等)、及び当該研究開発に係わる成果の管理に必要な機器類等の購入費又はリース代。

#### 5. 共同研究費 (研究実施大学等におけるもの)

研究実施大学等に対して当該研究開発を委託する場合における、上記1、2及び3に相当する経費、及びこれに係る間接経費を含んだ費用 (間接経費は、共同研究費のうち、上記1、2及び3に相当する経費の額の30%までを上限とすることができる。)。

#### 6. 助成事業者間接経費 (助成事業者が「技術移転を扱う組織」の場合のみ対象)

技術移転を扱う組織で発生する上記1、2及び3に係る経費 (研究実施大学等で発生する経費を除く。) の15%以内とする。ただし、助成事業者が大企業の場合は10%以内とする。

(費目) : (内容)

#### II. 研究開発管理費等 : 研究開発を管理するために必要な費用 (助成事業者が「技術移転を扱う組織」の場合のみ対象)

(細目)

##### 1. 労務費

当該研究開発の管理に従事する者的人件費。

##### 2. その他経費

###### a. 会議費

当該研究開発の管理を行うために必要な会議費。

###### b. 技術等調査費

当該研究開発の管理を行うために必要な技術及び市場動向等の調査費。

###### c. 諸経費

当該研究開発の管理を行うために必要な旅費交通費、通信費及び文献購入費、傭上費並びに執務室借料等。

##### 3. 助成事業者間接経費

技術移転を扱う組織で発生する上記1及び2に係る経費 (研究実施大学等で発生する経費を除く。) の15%。ただし、助成事業者が大企業の場合は10%以内とする。

#### ② 事前調査

(費目) : (内容)

#### I. 研究開発管理費等 : 事前調査をするために必要な費用

(細目)

1. 労務費

当該事前調査及び調査管理に直接従事する者に対する人件費。

2. その他経費

a. 会議費

当該事前調査及び管理を行うために必要な会議費。

b. 技術等調査費

事前調査を行うために必要な技術及び市場動向等の調査費。

c. 諸経費

事前調査を行うために必要な旅費交通費、通信費及び文献購入費、傭上費並びに執務室借料等。

3. 助成事業者間接経費（助成事業者が「技術移転を扱う組織」の場合のみ対象）

技術移転を扱う組織で発生する上記1、2及び3に係る経費（研究実施大学等で発生する経費を除く。）の15%以内とする。ただし、助成事業者が大企業の場合は10%以内とする。